体罰犠牲 もう二度と

桜宮高自殺 遺族訴え

暴力を振るっている指導者や教師 すぐ改めて

大阪市立桜宮高校バスケットボール部の体罰事件を巡る24日の東京地裁判決は、当時顧問だった元教諭(50)の体罰と、男子生徒の自殺との因果関係を明確に認めた。今なお教育現場では、体罰が後を絶たない。判決後に記者会見した男子生徒の両親と兄は「暴力を振るっている指導者や教師はすぐに改めてほしい」と、切実な表情で訴えた。

〈本文記事1面〉

東京都内で開かれた記者会見。父親(46)は「裁判所は正しい判決を出してくれた。大阪市は行政の責任を真摯に受け止めてほしい」と目を潤ませて語った。

2012年12月に息子を亡くし、「同じ家に住み続けるのはつらい」と関東に居を移した。家族の日課は仏前に線香を供えることだった。「おはよう」「ただいま」。会社勤めの父親はいつも声をかけ、その日の出来事を報告した。

13年12月に提訴して以降、両親は14回を数えた審理に欠かさず足を運んだ。判決を迎えた法廷で、父親はいつものように息子の遺骨を入れたカバンを抱え、「一緒にがんばったな」と心の中でつぶやいたという。

だが、喪失感は癒えない。母親(48)は「まだ気持ちの整理ができない。成人した息子の姿を想像してしまう」と言葉を詰まらせ、涙を浮かべた。兄も「すべてが終わっても、弟は帰ってこない」と肩を落とした。

今回の裁判では、市や元教諭の言動に、何度も心を傷つけられたという。

激しい体罰を続けた元教諭は、体罰と自殺の因果関係が争点となった法廷で「自殺の原因はわからない」と言葉を濁し続けた。市側も書面などで「おわびの気持ちは持ち続けなければいけない」と繰り返す一方、「因果関係は司法で判断してほしい」との姿勢を崩さず、裁判所の和解の勧めにも応じなかった。

父親は「息子のような犠牲を二度と出したくない。今回の判決が、今後の(体罰の)抑止力になることを強く望む」と語り、「市や学校は体罰防止の手引をつくるだけでなく、チェックする仕組みをきちんとつくってほしい」と、言葉に力を込めた。

賠償金負担 元教諭に要求

大阪市長

大阪市の吉村洋文市長は24日、市役所で記者団に対し、「亡くなった生徒の気持ちは筆舌に尽くしがたく、心からお悔やみ申し上げる。司法の判断を真摯に受け止め、新たな事件が起きないようにすることに力を入れたい」と述べた。

元教諭に対しては、「当然、求償しなければならない事案だ」と語り、賠償金の負担を求める考えも示した。

「予見可能」判決 現場に警鐘

東京地裁判決は、教師の指導を背景にした自殺が社会問題化し、国が全国の学校に注意を促していた経緯を踏まえ、自殺は予見できたと認めた。どの学校でも想定されうる事態で、教育現場に警鐘を鳴らしたと言える。

判決は、2012年頃までの約60年間で教員の指導を受けた中高生の自殺は約60件あり、半数は直近の20年間に集中していると指摘。これらが「指導死」と呼ばれて社会問題化した状況で、元教諭は、文部科学省が手引などで自殺の危険性を高める要因とした「身体的・心理的虐待」に相当する暴行や威圧的言動を繰り返したとして、自殺の予見可能性があったと判断した。

大阪市は訴訟で、指導を契機とする生徒の自殺は件数が少なく極めてまれで予見は困難と主張したが、判決は「形式的な件数を理由に危険性を軽視するのは適切ではない」と一蹴した。

桜宮高の問題発覚後、文科省は「厳しい指導」と「体罰」を線引きする指針を作ったが、混同する教師は後を絶たない。

文科省によると、14年度に体罰で処分を受けた公立小中高校の教師らは952人。桜宮高問題を受け過去に遡って調査した12年度(2253人)、13年度(3953人)よりは減ったが、11年度(404人)を大きく上回り、部活での体罰が2割を占める。

行き過ぎた指導を見過ごせば、取り返しのつかない悲劇を招く恐れがある。学校現場は、その危険性を常に自覚すべきだ。

(森重孝、河下真也)

桜宮高校の体罰問題を巡る経過

2012年	12月18、22日	バスケットボール部の顧問だった教諭が複数回、男子生徒を殴打
	23日	男子生徒が自宅で自殺しているのが見つかる
13年	1月 8日	大阪市教委が自殺を公表
	2月13日	市教委が教諭を懲戒免職
		市の外部監察チームが「暴力と自殺に関連性がある」とする報告書を公表
	5月 1日	外部監察チームが桜宮高、市教委の責任に踏み込んだ最終報告書を公表。「公益通報があったが、学校は調査に消極的、市教委側も厳しく指導せず」
	6月22日	日本バスケットボール協会が、元教諭について、コーチとしての登録抹消、資格取り消しを決定
	7月 4日	大阪地検が元教諭を傷害、暴行両罪で在宅起訴
	9月26日	大阪地裁が元教諭に懲役1年、執行猶予3年の有罪判決(確定)
	12月11日	男子生徒の遺族が大阪市に損害賠償を求めて東京地裁に提訴
16年	2月24日	東京地裁が市に約7500万円の賠償を命じる判決

記者会見する男子生徒の遺族(24日、東京都千代田区で)＝青山謙太郎撮影

因果関係 画期的判断

元裁判官の平野哲郎・立命館大教授(民事訴訟法)の話「教師の体罰は、逃げ場のない状況下で行われたハラスメントで、職場のパワハラと構造は同じ。中高生は思春期特有の不安定さなどがあり、これまでの訴訟で体罰と自殺の結びつきは、容易には認められなかった。今回の判決は、文部科学省が各学校に示した自殺防止の通達などを踏まえ、予見可能性を認めたうえで、因果関係を肯定した画期的な判断だ」

指導のあり方 再考を

「指導死」親の会代表世話人の大貫隆志さん(59)の話「『指導』という名目で、体罰や言葉の暴力がしばしば容認されてきたなかで、判決が自殺との因果関係を認めたことを評価したい。男子生徒のご両親は『同じような思いをする親を出したくない』という気持ちで裁判に向き合ってきたと思う。私も学校での指導後に我が子を自殺で失った。判決を踏まえ、指導のあり方を考え直してほしい」